

## 東区社会福祉協議会 子育て支援居場所事業助成のご案内

地域において子ども及びその保護者が安心して過ごし、健やかな成長を支える「居場所づくり」を行う団体に対し助成金を交付し、地域に根ざした子育て支援の充実を図ります。

<p>助成の対象となる事業</p>	<p>新潟市東区内で実施される営利を目的とせず、広く地域に呼びかけている子育て支援活動のうち、次のいずれかに該当するものを対象とします。</p> <p>① 交流や見守りなど、集いを中心とした居場所事業</p> <p>② 食事提供や学習支援などの機能を持つ居場所事業</p> <p>※居場所事業には、会場で実施するもののほか情報通信技術を活用したオンライン実施を含みます。</p>
<p>助成対象団体</p>	<p>・新潟市東区内で活動している、又は活動を予定していること</p> <p>・特定の宗教的又は政治的活動を主たる目的としないこと</p> <p>・事業実施に必要な体制(安全管理、会計管理、記録作成等)を有すること</p> <p>(例:自治・町内会、コミュニティ協議会、ボランティア団体、企業、NPO 法人、社会福祉法人等)</p>
<p>助成額及び対象経費等</p>	<p><b>【区分・額(基準)】</b></p> <p>A:集いを中心とした居場所事業(交流・見守り等)… 1回 2,750円(年間上限12回)</p> <p>B:食事提供又は学習支援等の機能を有する居場所事業… 1回 4,500円(年間上限12回)</p> <p>C:区分A・Bの新規立ち上げに係る費用(1回のみ)… 初年度 50,000円</p> <p><b>【助成対象経費】</b></p> <p>食材費、消耗品費、教材費、会場使用料、設備使用料、印刷製本費、通信運搬費(オンライン実施に要する通信料・利用料等)、保険料(ボランティア保険等)</p> <p>※酒類の購入費 その他本会が不相当と認める経費は対象外です。</p>
<p>申請方法等</p>	<p><b>【申請】事前相談・提出</b></p> <p>運営助成(区分A・B)の申請は、事務局へ事前相談のうえ、事業実施の概ね1か月前までに以下の3点を東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て居場所助成事業交付申請書(兼概算払い願書)</li> <li>2. 回覧用チラシやプログラム</li> <li>3. 助成金振込口座の通帳コピー</li> </ol> <p><b>【新規立ち上げ助成(区分C)】</b></p> <p>新規立ち上げ助成(区分C)の申請は、事務局へ事前相談のうえ行ってください。</p> <p><b>【報告】</b>事業終了後(または年度末3～4月)に、以下の2点を東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て居場所助成金 報告書(実績報告・収支計算書)</li> <li>2. 領収書(団体名宛のもの。コピー可。助成対象経費分の提出で可。)</li> </ol>
<p>その他</p>	<p>○ 東区社会福祉協議会会費を財源としている「子育て支援居場所助成事業」を活用していることを、参加者等へ広く周知してください。</p> <p>○ 1回あたりの参加者が概ね10人以上となるよう、可能な範囲でご配慮ください。</p>